

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う、「在宅時医学総合管理料・施設入居時等医学管理料」等の取扱いについて

表記の取扱いについて、以下の厚労省事務連絡（その14）が4月24日付けで発出されました。その他、往診時の院内トリアージ実施料や小児科外来診療料等の電話初診の取扱いが示されました。以下、主なもののみ紹介します。事務連絡については協会HPを参照ください。

- 前月に「月2回以上訪問診療を行っている場合」の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料（以下「在医総管等」）を算定していた患者に対して、当月も診療計画に基づいた定期的な訪問診療を予定していたが、新型コロナウイルスへの感染を懸念した患者等からの要望等により、訪問診療を1回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施した場合について、どのように考えればよいか。

当月に限り、患者等に十分に説明し同意を得た上で、診療計画に基づき「月2回以上訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定しても差し支えない。なお、次月以降、訪問診療を月1回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施する場合には、診療計画を変更し、「月1回訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定すること。ただし、電話等のみの場合は算定できない。

- 2020年3月に「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者に対して、2020年4月に電話等を用いた診療を複数回実施した場合はどのように考えればよいか。

「月1回訪問診療を行っている場合」を算定する。なお、2020年4月については、緊急事態宣言が発令された等の状況に鑑み、患者等に十分に説明し同意を得た上で、訪問診療を行わず、電話等による診療のみの場合であっても、在医総管等を算定して差し支えない。

- 新型コロナウイルスの感染症患者（疑い患者含む）に対して、往診等を実施する場合にも、必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合には、院内トリアージ実施料を算定できるか。

算定できる。なお、必要な感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）」の内容を参考とする。

- 小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において、6歳未満の乳幼児又は未就学児に対して、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合について、どのように考えればよいか。

電話等初診料（214点）を算定する。なお、この場合において、診断や処方をする際は、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（2020年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）や別紙における留意点等を踏まえ、適切に診療を行う。また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

※ 厚労省通知については東京保険医協会ホームページの特設コーナー「新型コロナウイルス感染症関連情報」、今までの取扱いの詳細は「東京保険医新聞」3/15号～4/25号をご覧ください。